AISEI-NEWS

平成28年 公益社団法人 愛知県柔道整復師会

http://shadan-aisei.jp/ 2016 年 2 月 25 日発行 (通巻 334 号)

返戻○不支給対策を解説 愛知県柔道整復療養費取扱い研修会

愛知県柔道整復療養費 取扱い研修会が、2月18 日(木)午後1時30分か ら3時まで、第1地区対 象に会館講堂で開催さ れ、255 名の会員が最近 の療養費取扱い状況につ



いて理解を深めた (第2地区の開催は本紙発行と同日)。

研修は以下の項目について行なわれた。

1. 柔整業界の現況報告(森川会長)

養成学校数の傾向・受験者数の減少・合格率の 低下について示し、柔整検討委員会のカリキュラ ムの改定の方向性について述べた。質とモラルの 低下の改善のために卒後臨床研修の法制化を要 望していることや、申請書1件あたりの請求単価



が逆転し公益社団会員が個人契約者を上回ったこと、返戻数も個人の方 が多い傾向であることなどを紹介し、そのなかで自賠責の請求の施術実 日数や部位数、1件当たりの請求額が、医科と比較して比率的に高いこ とから、保険会社からの信頼低下も当然であり、モラルの認識が重要で あることなどを示した。

2. 日整保険部報告 (藤川副会長·日整保険部員)

昨年 10 月の全国の保険部長会議で問題視された 14 案件の健保組合からの返戻や保険者からの一方的な不 支給決定に対して、法的及び事務上の誤りを指摘し行 政から保険者への指導内容など詳細を示した。また



その会議で厚労省の企画室長が講演をし、施術所への信頼やプロとして の役割、地域での役割、保険者との信頼関係、協定・契約の意味などを 考えてほしいとして示した具体的な課題について解説した。

3. 疑義返戻と対策について(堀保険部長)

受療者への照会調査による返戻・不支給についての 対策として、初検時に施術指針表を発行し患者に施術 内容を説明して確認してもらうことや施術録を詳細に 記載しておくことが重要であると述べ、整形外科を受 診し症状の一定の改善後再度同部位を負傷し接骨院を



受療した場合などは、最初の負傷が治癒した旨を申請書摘要欄へ記載 し、新たに負傷した原因を記載し請求するなど5事例を紹介し対策を解 説した。医科との連携では、紹介状やお礼状などを発行し根拠を示せる 状態にすることの必要性を語った。

第3回業界説明会



2月14日(日)午前10時30分から、会館に おいて業界説明会「みなさんの未来のためにⅢ」 が開催され、個人契約者21名と会員の勤務柔道 整復師9名の、合わせて30名が参加した。

早川総務部長の司会進行のもと、以下の要 領で説明会が行われた。

1. 業界の現状と将来~時代の変化への対応 ~(森川会長)

柔整学校・国家試験合格率の推移やカリキュ ラム・国家試験問題の改訂案を示し、受領委任 払い制度の背景や慰安行為の保険請求問題に

言及。さらに頻発する詐欺事件と保険者側の療養費の適正化への取組みを 紹介し、厳しい時代だからこそ組織としての団結が必要であると述べた。

2. 管理柔道整復師のあり方・医接連携の重要性(藤川副会長)

管理柔整師として必要な素養を詳述したあと、併診による返戻の現状 を紹介し、医接連携の大切さを説いた。

3. 適正施術と適正請求~柔道整復師の倫理・常識・節度~(堀保険部長) 社団と社団外の返戻数の大きな違いを紹介したあと、返戻理由ごとの

Welcome!!

新入会員

生年月日 支 部 出身校 桂木康成 S53.6.29大曽根 米田柔整 初段 スポーツ

4年ほど前、通ってい た東京の鍼灸学校のク ラスメイトたちと作っ たフットサルチーム 「アルマーダ」。 そのメンバーと出場し た初心者フットサルの PK大会で優勝した時 の写真です。





2016年(平成28年) 1 月26日 (火曜日)

患者の「楽になった」喜び

た患者が少

功

b

伊藤顯正会員(豊橋)が、設楽町 の医師とともに、本会の推薦により 第44回医療功労賞(読売新聞社主催、 厚生労働省・日本テレビ放送網後援、 エーザイ協賛)を受賞した。

伊藤会員は、中部柔整・米田柔整で教鞭を執り 4,000 余名の柔道整復師を育てた。

2月1日(月)、名古屋観光ホテルにおいて森川 会長同席のもと表彰式が行われた。

「今野雅晴氏 生涯スポーツ功労者賞祝賀会」



今野雅晴会員(刈谷) が、長年にわたりス ポーツの振興普及に尽 力し顕著な功績をあげ たとして文部科学大臣 より表彰状を授与された。

その祝賀会が 2 月 14 日(日)午後 6 時よ り、ホテルクラウンパレス知立で行なわれ、 西三河柔道協会 92 名、愛知県柔道連盟 26 名、愛知県柔道整復師会 16 名など多くの関 係者が出席した。本会代表として、森川会 長・春日井柔道部長も祝福に駆けつけた。

疑義内容を詳述。さらにホームページやチラシを含む広告の制限につい て注意喚起した。最後に施術録の重要性を述べ、倫理と常識、節度を持つ て、適正施術・適正請求をしてほしいと締めくくった。

4. 柔整師の新たな職域〜組織としての取組みの必要性〜(長谷川副会長)

柔道整復師と施術所の急増と減収について述べ、慰安や業務範囲外で はない合法で公的な分野に職域拡大を図るべきであると前置きし、我々 に認められている機能訓練指導員の職能と、二次予防事業や包括ケアシ ステムへの参入状況を紹介した。最後に、新たな職域での交渉や参入は 個人では難しく、組織力が必要であると結んだ。

今回の参加者は前回(32名)とほぼ同数であったが、前回より一層 真剣に聴講し、終了後も何人もの聴講者から入会について具体的な質問 があった。組織強化が目的のひとつであるこの説明会は、3回目にして より一層入会促進に手応えを感じるものとなった。